

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和7年1月に「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 1日の勤務時間の一部について勤務しないこととする従来の部分休業を第1号部分休業とします。

【第20条関係】

(2) 1日の勤務時間の全部について勤務しないこととする部分休業を創設し、第2号部分休業とします。

【第20条の2・第20条の4関係】

(3) この条例は、令和7年10月1日から施行することとします。

【付則第1項関係】

(4) 令和7年度においては第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分の6月となるため、同年度における第2号部分休業が請求可能な時間を、平年の半分の5日相当とします。

【付則第2項関係】

3 その他

今回の改正で、育児部分休業の取得パターンが多様化することにより職員の柔軟な働き方のための選択肢が広がることとなります。

《参考資料》

育児部分休業の取得パターンの多様化

【現行】

1日につき2時間を限度に取得可（30分単位）

※勤務時間の始めまたは終わりに取得

(例1)



(例2)



(例3)



(例4)



(例5)



【改正後】

①第1号部分休業

1日につき2時間を限度に取得可（30分単位）

※勤務時間の始めまたは終わりに限らず取得

(例1)



(例2)



(例3)



(例4)



(例5)



(例6)



②第2号部分休業

1時間単位で取得可

(1日単位で取得することも可)

1年につき10日相当を限度に取得可

職員は①②のいずれかを選択して取得可能